

議案第68号

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年12月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年逗子市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第11条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号）の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額について、改正の要あるため提案する。